

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
令和8年6月 26 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 9件

厚生年金保険関係 9件

厚生局受付番号 : 東北(受)第 2600003 号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第 2600028 号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日について、昭和62年2月28日を同年3月1日に訂正し、同年2月の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

昭和62年2月28日から同年3月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る昭和62年2月28日から同年3月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和39年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和62年2月28日から同年3月1日まで

私は、A社に昭和61年4月1日から昭和62年2月28日まで勤務したが、国の記録によると、同社の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は同日と記録されている。退職時に同社から送付された雇用保険被保険者離職票の離職年月日は同日となっているので、同年3月1日を厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

事業主から提出された回答、請求者に係る雇用保険被保険者資格喪失確認通知書及び雇用保険被保険者離職証明書(事業主控)、請求者から提出された雇用保険被保険者離職票-1及び2並びに雇用保険被保険者の記録によると、請求者は、請求期間においてA社に継続して勤務し、請求期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、オンライン記録により確認できる請求者のA社における昭和62年1月の記録から17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和 62 年 2 月 28 日から同年 3 月 1 日までの期間について、請求者に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答している一方、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対して誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所は請求者の昭和 62 年 2 月 28 日から同年 3 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第 2500327 号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第 2600029 号

第1 結論

請求者のA事業所における請求期間①の標準賞与額を2万円、請求期間②の標準賞与額を23万3,000円に訂正することが必要である。

請求期間①及び②の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が請求者に係る請求期間②の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

請求期間③について、請求者のA事業所における標準賞与額を24万円に訂正することが必要である。

請求期間③の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 63 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成28年12月15日

② 令和2年7月30日

③ 令和2年12月25日

私は、請求期間①、②及び③にA事業所から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず年金記録がない。私が所持している分の賞与明細書及び預金通帳を提出するので、請求期間①、②及び③の賞与を記録してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者から提出された賞与明細書並びに複数の同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、事業主から2万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは請求期間①の請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の届出や厚生年金保険料の納付について回答が得られないが、過去に年金記録の訂正請求を行った者の調査において、事業主は、請求期間①に係る賞与は支払っていないため届出及び厚生年金保険料の納付を行っていない旨回答し、オンライン記録によると、A事業所において請求期間①の賞与に係る年金記録が確認できる者は、年金記録の訂正請求を行い訂正決定された者のみである上、A事業所から請求期間①の賞与支払届（平成29年1月16日年金事務所受付）が提出され、滞納処分票により年金事務所は請求期間①の厚生年金保険料について納入の告知を行ったことが確認できるものの、A事業所から賞与の取消届（平成29年3月30日年金事務所受付）が提出されたことが確認できることから、事業主は、請求期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間②について、請求者から提出された預金通帳並びに複数の同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、請求期間②において事業主から23万3,000円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求者に係る請求期間②の賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答を得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

請求期間③について、請求者及び複数の同僚から提出された「慰労金令和2年12月分」（以下「慰労金明細書」という。）及び預金通帳により、請求者は、請求期間③において事業主から24万円の賞与の支払を受けていたことが認められる。

しかしながら、請求者の慰労金明細書には支給額が記載されているだけであり、控除欄が空欄となっている上、請求者の預金通帳により確認できる振込額は、請求者の慰労金明細書の差引支給額と一致しており、このほか、請求者の請求期間③における厚生年金保険料控除額を確認又は推認できる関連資料及び周辺事情はない

ことから、請求者の慰労金明細書により確認できる支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第1条第1項の規定には該当しない。

以上のことから、請求者に係るA事業所における請求期間③の標準賞与額については、請求者の慰労金明細書により確認できる支給額から、24万円とすることが妥当である。

なお、上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2500329号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2600030号

第1 結論

請求者のA事業所における請求期間①の標準賞与額を25万4,000円、請求期間②の標準賞与額を31万3,000円、請求期間③の標準賞与額を25万4,000円、請求期間④の標準賞与額を31万4,000円、請求期間⑤の標準賞与額を10万円、請求期間⑥の標準賞与額を22万9,000円に訂正することが必要である。

請求期間①から⑥までの各期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①から④までの各期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が請求者に係る請求期間⑤及び⑥の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和61年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成27年7月27日
② 平成27年12月18日
③ 平成28年7月25日
④ 平成28年12月15日
⑤ 平成29年7月25日
⑥ 令和2年7月30日

私は、請求期間①から⑥までの各期間にA事業所から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず年金記録がない。請求期間⑥の賞与明細書及び請求期間①から⑥までの各期間の預金通帳を提出するので、請求期間①から⑥までの各期間の賞与を記録してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から④までの各期間について、請求者から提出された預金通帳並びに複数の同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、事業主から請求期間①は25万4,000円、請求期間②は31万3,000円、請求期間③は25万4,000円、請求期間④は31万4,000円の賞与の支払を受け、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求者に係る請求期間①から④までの各期間の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の届出や厚生年金保険料の納付について回答が得られないが、過去に年金記録の訂正請求を行った者の調査において、事業主は、請求期間①から④までの各期間に係る賞与は支払っていないため届出及び厚生年金保険料の納付を行っていない旨回答し、オンライン記録によると、A事業所において請求期間①から④までの各期間の賞与に係る年金記録が確認できる者は、年金記録の訂正請求を行い訂正決定された者のみであり、請求期間①、②及び③については、年金事務所は厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、請求期間④については、A事業所から賞与支払届（平成29年1月16日年金事務所受付）が提出され、滞納処分票によると、年金事務所は請求期間④の厚生年金保険料について納入の告知を行ったことが確認できるが、A事業所から賞与の取消届（平成29年3月30日年金事務所受付）が提出されたことが確認できることから、事業主は、請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間⑤について、請求者から提出された預金通帳及び複数の同僚から提出された賞与明細書により、請求者は、事業主から請求期間⑤は10万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求者に係る請求期間⑤の賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答を得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

請求期間⑥について、請求者及び複数の同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、請求期間⑥において事業主から22万9,000円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により

賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求者に係る請求期間⑥の賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答を得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第 2500330 号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第 2600031 号

第 1 結論

請求者の A 事業所における請求期間①の標準賞与額を 2 万円、請求期間②の標準賞与額を 14 万円、請求期間③の標準賞与額を 30 万 2,000 円、請求期間④の標準賞与額を 23 万 7,000 円、請求期間⑤の賞与支払年月日を令和 2 年 7 月 30 日、標準賞与額を 23 万 8,000 円に訂正することが必要である。

請求期間①から⑤までの各期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①及び④の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が請求者に係る請求期間②、③及び⑤の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

請求期間⑥について、請求者の A 事業所における賞与支払年月日を令和 2 年 12 月 25 日、標準賞与額を 22 万 3,000 円に訂正することが必要である。

請求期間⑥の標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 44 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 28 年 12 月 15 日
② 平成 29 年 7 月 25 日
③ 平成 29 年 12 月 25 日
④ 平成 30 年 7 月 30 日
⑤ 令和 2 年 7 月
⑥ 令和 2 年 12 月

私は、請求期間①から⑥までの各期間に A 事業所から賞与の支払を受け、当該

賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、請求期間①、②、③、⑤及び⑥は賞与に係る年金記録がなく、請求期間④は保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっている。請求期間①から④までの各期間の預金通帳並びに請求期間⑤及び⑥は賞与明細書を提出するので、請求期間①、②、③、⑤及び⑥は賞与を記録し、請求期間④は保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者から提出された預金通帳並びに複数の同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、事業主から 2 万円の賞与の支払を受け、賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは請求期間①の請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の届出や厚生年金保険料の納付について回答が得られないが、過去に年金記録の訂正請求を行った者の調査において、事業主は、請求期間①に係る賞与は支払っていないため届出及び厚生年金保険料の納付を行っていない旨回答しており、オンライン記録によると、A 事業所において請求期間①の賞与に係る年金記録が確認できる者は、年金記録の訂正請求を行い訂正決定された者のみであり、A 事業所から賞与支払届（平成 29 年 1 月 16 日年金事務所受付）が提出され、滞納処分票によると、年金事務所は請求期間①の厚生年金保険料について納入の告知を行ったことが確認できるが、A 事業所から賞与の取消届（平成 29 年 3 月 30 日年金事務所受付）が提出されたことが確認できることから、事業主は、請求期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間②及び③について、請求者から提出された預金通帳及び複数の同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、事業主から請求期間②は 14 万円、請求期間③は 30 万 2,000 円の賞与の支払を受け、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求者に係る請求期間②及び③の賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答を得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行っ

たか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

請求期間④について、請求者から提出された預金通帳、B年金事務所が令和6年6月7日の事業所調査によりA事業所から入手した請求者の平成30年賃金台帳及び賞与明細書並びに複数の同僚から提出された賞与明細書により、請求者は、請求期間④において事業主から23万7,000円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求者に係る請求期間④の賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答を得られず、年金事務所が保管する請求期間④の賞与支払届は事業主から届け出られたものではなく、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和6年6月7日に年金事務所が実施した事業所調査において請求期間④の賞与の届出漏れが判明したことにより、当該事業所調査で入手した平成30年賃金台帳に基づき年金事務所が職権起票したものであることから、年金事務所は、請求者の請求期間④に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間④に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間⑤について、請求者から提出された賞与明細書、複数の同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、請求期間⑤において事業主から23万8,000円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、請求期間⑤の賞与支払年月日については、複数の同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳から、令和2年7月30日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求者に係る請求期間⑤の賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答を得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

請求期間⑥について、請求者から提出された「慰労金令和2年12月分」(以下「慰労金明細書」という。)、複数の同僚から提出された慰労金明細書及び預金通帳により、請求者は、請求期間⑥において事業主から22万3,000円の賞与の支払を受けていたことが認められる。

しかしながら、請求者の慰労金明細書には支給額が記載されているだけであり、社会保険料控除額の記載はなく、このほか、請求者の請求期間⑥における厚生年金保険料控除額を確認又は推認できる関連資料及び周辺事情はないことから、請求者の慰労金明細書により確認できる支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第1条第1項の規定には該当しない。

以上のことから、請求者に係るA事業所における請求期間⑥の標準賞与額については、請求者の慰労金明細書により確認できる支給額から、22万3,000円とすることが妥当である。

また、請求期間⑥の賞与支払年月日については、複数の同僚から提出された慰労金明細書及び預金通帳から、令和2年12月25日とすることが妥当である。

なお、上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2500342号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2600032号

第1 結論

請求者のA事業所における請求期間①の標準賞与額を21万4,000円、請求期間②の標準賞与額を26万5,000円、請求期間③の標準賞与額を21万4,000円、請求期間④の標準賞与額を26万5,000円、請求期間⑤の標準賞与額を21万5,000円、請求期間⑥の標準賞与額を26万5,000円、請求期間⑦の標準賞与額を1万円に訂正することが必要である。

請求期間①から⑦までの各期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①から④までの各期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が請求者に係る請求期間⑤、⑥及び⑦の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 平成3年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成27年7月27日
② 平成27年12月18日
③ 平成28年7月25日
④ 平成28年12月15日
⑤ 平成29年7月25日
⑥ 平成29年12月25日
⑦ 令和2年7月30日
⑧ 令和2年12月25日

私は、請求期間①から⑧までの各期間にA事業所から賞与の支払を受け、当該

賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず年金記録がない。賞与明細書はないが、預金通帳を提出するので、請求期間①から⑧までの各期間の賞与を記録してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から④までの各期間について、請求者から提出された預金通帳並びに複数の同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、事業主から請求期間①は21万4,000円、請求期間②は26万5,000円、請求期間③は21万4,000円、請求期間④は26万5,000円の賞与の支払を受け、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、請求者が事業主に対して文書照会を行うことを希望していないことから、事業主に対して請求者に係る請求期間①から④までの各期間の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の届出及び厚生年金保険料の納付について照会することができないが、過去に年金記録の訂正請求を行った者の調査において、事業主は、請求期間①から④までの各期間に係る賞与は支払っていないため届出及び厚生年金保険料の納付を行っていない旨回答し、オンライン記録によると、A事業所において請求期間①から④までの各期間の賞与に係る年金記録が確認できる者は、年金記録の訂正請求を行い訂正決定された者のみであり、請求期間①、②及び③については、年金事務所は厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、請求期間④については、A事業所から賞与支払届（平成29年1月16日年金事務所受付）が提出され、滞納処分票によると、年金事務所は請求期間④の厚生年金保険料について納入の告知を行ったことが確認できるが、A事業所から賞与の取消届（平成29年3月30日年金事務所受付）が提出されたことが確認できることから、事業主は、請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間⑤及び⑥について、請求者から提出された預金通帳及び複数の同僚から提出された賞与明細書により、請求者は、事業主から請求期間⑤は21万5,000円、請求期間⑥は26万5,000円の賞与の支払を受け、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、前述のとおり、請求者が事業主に対して文書照会を行うことを希望していないことから、事業主に対して請求者に係る請求期間⑤及び⑥の賞与支払届の届出及び厚生年金保険料の納付について照会することができず、これを確認できる関

連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

請求期間⑦について、請求者から提出された預金通帳並びに複数の同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、請求期間⑦において事業主から1万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、前述のとおり、請求者が事業主に対して文書照会を行うことを希望していないことから、事業主に対して請求者に係る請求期間⑦の賞与支払届の届出及び厚生年金保険料の納付について照会することができず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

請求期間⑧について、請求者から提出された預金通帳並びに複数の同僚から提出された慰労金令和2年12月分（以下「慰労金明細書」という。）及び預金通帳により、請求者は、請求期間⑧において事業主から賞与の支払を受けたものと認められる。

しかしながら、前述のとおり、請求者が事業主に対して文書照会を行うことを希望していないことから、事業主に対して請求者に係る請求期間⑧の賞与支払届の届出及び厚生年金保険料の納付について照会することができないことから、請求者の請求期間⑧に係る賞与額及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、慰労金明細書によると、支給額は確認できるが、控除欄はすべて空欄となっている上、上記複数の同僚の預金通帳により確認できる令和2年12月25日の振込額は、慰労金明細書により確認できる支給額と同額であり、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていなかったことが確認できることから、請求者についても複数の同僚と同様に、請求期間⑧の賞与から厚生年金保険料は控除されていないことがうかがえる。

さらに、請求者が請求期間⑧に住所を定めていたB郡C町から提出された「③給与支払報告書（個人別明細書）」によると、令和2年の社会保険料控除額等の金額は確認できるが、請求者は、同年における各月の給与明細書を所持していないこと

から、請求期間⑧の厚生年金保険料控除額を推認することができない。

このほか、請求者の請求期間⑧における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間⑧に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2500353号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2600033号

第1 結論

請求者のA事業所における請求期間①の標準賞与額を30万9,000円、請求期間②の標準賞与額を38万2,000円、請求期間③の標準賞与額を30万9,000円、請求期間④の標準賞与額を38万3,000円、請求期間⑤の標準賞与額を31万円に訂正することが必要である。

請求期間①から⑤までの各期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①から④までの各期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が請求者に係る請求期間⑤の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和35年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成27年7月27日
② 平成27年12月18日
③ 平成28年7月25日
④ 平成28年12月15日
⑤ 令和2年7月30日
⑥ 令和2年12月25日

私は、請求期間①から⑥までの各期間にA事業所から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず年金記録がない。賞与明細書(請求期間⑥を除く。)及び預金通帳を提出するので、請求期間①から⑥

までの各期間の賞与を記録してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から④までの各期間について、請求者及び複数の同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、事業主から請求期間①は 30 万 9,000 円、請求期間②は 38 万 2,000 円、請求期間③は 30 万 9,000 円、請求期間④は 38 万 3,000 円の賞与の支払を受け、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求者に係る請求期間①から④までの各期間の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の届出や厚生年金保険料の納付について回答が得られないが、過去に年金記録の訂正請求を行った者の調査において、事業主は、請求期間①から④までの各期間に係る賞与は支払っていないため届出及び厚生年金保険料の納付を行っていない旨回答し、オンライン記録によると、A事業所において請求期間①から④までの各期間の賞与に係る年金記録が確認できる者は、年金記録の訂正請求を行い訂正決定された者のみであり、請求期間①、②及び③については、年金事務所は厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、請求期間④については、A事業所から賞与支払届（平成 29 年 1 月 16 日年金事務所受付）が提出され、滞納処分票によると、年金事務所は請求期間④の厚生年金保険料について納入の告知を行ったことが確認できるが、A事業所から賞与の取消届（平成 29 年 3 月 30 日年金事務所受付）が提出されたことが確認できることから、事業主は、請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間⑤について、請求者及び複数の同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、請求期間⑤において事業主から 31 万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求者に係る請求期間⑤の賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答を得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

請求期間⑥について、請求者から提出された預金通帳並びに複数の同僚から提出

された慰労金令和2年12月分（以下「慰労金明細書」という。）及び預金通帳により、請求者は、請求期間⑥において事業主から賞与の支払を受けたものと認められる。

しかしながら、A事業所に対して文書照会を行ったが回答を得られない上、請求者は、請求期間⑥の賞与明細書を所持していないことから、請求者の請求期間⑥に係る賞与額及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、慰労金明細書によると、支給額は確認できるが、控除欄はすべて空欄となっており、上記複数の同僚の預金通帳により確認できる令和2年12月25日の振込額は、慰労金明細書により確認できる支給額と同額であり、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていなかったことが確認できることから、請求者についても複数の同僚と同様に、請求期間⑥の賞与から厚生年金保険料は控除されていないことがうかがえる。

このほか、請求者の請求期間⑥における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間⑥に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2500386号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2600034号

第1 結論

請求者のA事業所における請求期間①の標準賞与額を27万9,000円、請求期間②の標準賞与額を34万5,000円、請求期間③の標準賞与額を27万9,000円、請求期間④の標準賞与額を34万6,000円、請求期間⑤の賞与支払年月日を令和2年7月30日、標準賞与額を28万円に訂正することが必要である。

請求期間①から⑤までの各期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①から④までの各期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が請求者に係る請求期間⑤の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

請求期間⑥について、請求者のA事業所における賞与支払年月日を令和2年12月25日、標準賞与額を28万5,000円に訂正することが必要である。

請求期間⑥の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和39年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成27年7月27日
② 平成27年12月18日
③ 平成28年7月25日
④ 平成28年12月15日
⑤ 令和2年7月
⑥ 令和2年12月

私は、請求期間①から⑥までの各期間にA事業所から賞与の支払を受け、当該

賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず年金記録がない。請求期間①から⑥までの各期間の賞与明細書を提出するので、請求期間①から⑥までの各期間の賞与を記録してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から④までの各期間について、請求者から提出された賞与明細書並びに複数の同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、事業主から請求期間①は27万9,000円、請求期間②は34万5,000円、請求期間③は27万9,000円、請求期間④は34万6,000円の賞与の支払を受け、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、請求者は、A事業所に対して文書照会を行うことを希望していないことから、事業主に対して請求者に係る請求期間①から④までの各期間の賞与支払届の届出及び厚生年金保険料の納付について照会することができないが、過去に年金記録の訂正請求を行った者の調査において、事業主は、請求期間①から④までの各期間に係る賞与は支払っていないため届出及び厚生年金保険料の納付を行っていない旨回答し、オンライン記録によると、A事業所において請求期間①から④までの各期間の賞与に係る年金記録が確認できる者は、年金記録の訂正請求を行い訂正決定された者のみであり、請求期間①、②及び③については、年金事務所は厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、請求期間④については、A事業所から賞与支払届（平成29年1月16日年金事務所受付）が提出され、滞納処分票によると、年金事務所は請求期間④の厚生年金保険料について納入の告知を行ったことが確認できるが、A事業所から賞与の取消届（平成29年3月30日年金事務所受付）が提出されたことが確認できることから、事業主は、請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間⑤について、請求者から提出された賞与明細書並びに複数の同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、請求期間⑤において事業主から28万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間⑤の賞与支払年月日については、複数の同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳から、令和2年7月30日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、前述のとおり、請求者が事業主に対して文書照会を行うことを希望していないことから、事業主に対して請求者に係る請求期間⑤の賞与支払届の届出及び厚生年金保険料の納付について照会することができず、これを確認できる関連資料

及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

請求期間⑥について、請求者から提出された「慰労金令和2年12月分」（以下「慰労金明細書」という。）並びに複数の同僚から提出された慰労金明細書及び預金通帳により、請求者は、請求期間⑥において事業主から28万5,000円の賞与の支払を受けていたことが認められる。

しかしながら、請求者の慰労金明細書には支給額及び財形貯蓄分の控除額2万円が記載されているだけであり、社会保険料控除額の記載はなく、このほか、請求者の請求期間⑥における厚生年金保険料控除額を確認又は推認できる関連資料及び周辺事情はないことから、請求者の慰労金明細書により確認できる支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第1条第1項の規定には該当しない。

以上のことから、請求者に係るA事業所における請求期間⑥の標準賞与額については、請求者の慰労金明細書により確認できる支給額から、28万5,000円とすることが妥当である。

また、請求期間⑥の賞与支払年月日については、複数の同僚から提出された預金通帳により確認できる振込年月日から、令和2年12月25日とすることが妥当である。

なお、上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2500393号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2600035号

第1 結論

請求者のA事業所における請求期間①の標準賞与額を27万2,000円、請求期間②の標準賞与額を33万6,000円、請求期間③の標準賞与額を27万2,000円、請求期間④の標準賞与額を33万7,000円、請求期間⑤の標準賞与額を27万3,000円、請求期間⑥の標準賞与額を36万3,000円、請求期間⑦の標準賞与額を27万5,000円に訂正することが必要である。

請求期間①から⑦までの各期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①から④までの各期間及び請求期間⑦の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が請求者に係る請求期間⑤及び⑥の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和60年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成27年7月27日
② 平成27年12月18日
③ 平成28年7月25日
④ 平成28年12月15日
⑤ 平成29年7月25日
⑥ 平成29年12月25日
⑦ 平成30年7月30日

私は、請求期間①から⑦までの各期間にA事業所から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、請求期間①から⑥までの各期間は

賞与に係る年金記録がなく、請求期間⑦は保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっている。賞与明細書はないが、預金通帳を提出するので、請求期間①から⑥までの各期間は賞与を記録し、請求期間⑦は保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①から④までの各期間について、請求者から提出された預金通帳並びに複数の同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、事業主から請求期間①は 27 万 2,000 円、請求期間②は 33 万 6,000 円、請求期間③は 27 万 2,000 円、請求期間④は 33 万 7,000 円の賞与の支払を受け、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求者に係る請求期間①から④までの各期間の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の届出や厚生年金保険料の納付について回答が得られないが、過去に年金記録の訂正請求を行った者の調査において、事業主は、請求期間①から④までの各期間に係る賞与は支払っていないため届出及び厚生年金保険料の納付を行っていない旨回答し、オンライン記録によると、A 事業所において請求期間①から④までの各期間の賞与に係る年金記録が確認できる者は、年金記録の訂正請求を行い訂正決定された者のみであり、請求期間①、②及び③については、年金事務所は厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、請求期間④については、A 事業所から賞与支払届（平成 29 年 1 月 16 日年金事務所受付）が提出され、滞納処分票によると、年金事務所は請求期間④の厚生年金保険料について納入の告知を行ったことが確認できるが、A 事業所から賞与の取消届（平成 29 年 3 月 30 日年金事務所受付）が提出されたことが確認できることから、事業主は、請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間⑤及び⑥について、請求者から提出された預金通帳及び複数の同僚から提出された賞与明細書により、請求者は、事業主から請求期間⑤は 27 万 3,000 円、請求期間⑥は 36 万 3,000 円の賞与の支払を受け、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求者に係る請求期間⑤及び⑥の賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答を得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

請求期間⑦について、請求者から提出された預金通帳、B年金事務所が令和6年6月7日の事業所調査によりA事業所から入手した請求者の平成30年賃金台帳及び賞与明細書並びに複数の同僚から提出された賞与明細書により、請求者は、請求期間⑦において事業主から27万5,000円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求者に係る請求期間⑦の賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答が得られないが、年金事務所が保管する請求期間⑦の賞与支払届は事業主から届けられたものではなく、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に実施された前述の事業所調査において請求期間⑦の賞与の届出漏れが判明したことにより、当該事業所調査により入手した平成30年賃金台帳に基づき年金事務所が職権起票したものであることから、年金事務所は、請求者の請求期間⑦に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間⑦に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第 2500398 号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第 2600036 号

第 1 結論

請求者の A 事業所における請求期間①の標準賞与額を 21 万 6,000 円に訂正することが必要である。

請求期間①の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る請求期間①の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

請求期間②について、請求者の A 事業所における標準賞与額を 22 万 1,000 円に訂正することが必要である。

請求期間②の標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 平成 12 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 令和 2 年 7 月 30 日
② 令和 2 年 12 月 25 日

私は、請求期間①及び②に A 事業所から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、請求期間①及び②の年金記録がない。賞与明細書及び預金通帳を提出するので、請求期間①及び②の賞与を記録してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①について、請求者及び複数の同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、請求期間①において事業主から 21 万 6,000 円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、請求者と連絡が取れず、調査及び資料提供の依頼先の範囲等について確認することができないことから、事業主に対して請求者に係る請求期間①の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出及び厚生年金保険料の納付について照会することができず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

請求期間②について、請求者及び複数の同僚から提出された「慰労金令和 2 年 12 月分」（以下「慰労金明細書」という。）及び預金通帳により、請求者は、請求期間②において事業主から 22 万 1,000 円の賞与の支払を受けていたことが認められる。

しかしながら、請求者の慰労金明細書には支給額が記載されているだけであり、控除欄が空欄となっている上、請求者の預金通帳により確認できる振込額は、請求者の慰労金明細書の差引支給額と一致しており、このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料控除額を確認又は推認できる関連資料及び周辺事情はないことから、請求者の慰労金明細書により確認できる支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第 1 条第 1 項の規定には該当しない。

以上のことから、請求者に係る A 事業所における請求期間②の標準賞与額については、請求者の慰労金明細書により確認できる支給額から、22 万 1,000 円とすることが妥当である。

なお、上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。